第一条第一項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（個人識別符号）

第一条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八　その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条　法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五　本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（法第二条第十項第二号の独立行政法人等非識別加工情報ファイル）

第三条　法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

本則に次の一条を加える。

（法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第一項及び第二項の政令で定める事項）

第十八条　法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十四条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十四条の五第一項の提案の年月日

二　法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

三　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2　法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十四条の五第一項の提案の年月日

二　法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三　法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

四　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（鉱業登録令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

一　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第十条第四項

二　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第十条第四項

三　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第二十八条の四

四　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）第六十二条第二項

五　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）第六条第四項

六　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十条

七　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十四条

八　船舶登記令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百四十九号）第二条第九項

九　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）第六十九条

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

第四条　個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「個人情報及び」を「個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における」に、「並びに」を「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する」に改める。